玉村町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金交付要綱

平成３０年１２月１７日

要綱第３７号

（趣旨）

第１条　この要綱は、特殊詐欺（対面することなく人を欺き、指定する金融機関の口座に現金を振り込ませること等の方法により、不特定多数の者から現金その他の財物をだまし取る犯罪をいう。）による被害その他の電話を用いて玉村町民に対し違法又は不当に財物を交付させる被害（以下「被害」という。）の防止を図るため、被害を防止するための機器を購入及び設置する事業（以下「本事業」という。）に要した経費について補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、玉村町補助金等に関する規則（平成１１年規則第９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　本事業の補助対象者は、玉村町に住民登録があり、補助金の交付申請日時点で、満６５歳以上の者又は若年性認知症の者その他町長が特に必要と認めたものを含む世帯に属するものとする

（補助対象機器）

第３条　本事業の補助対象となる機器（以下「機器」という。）は、次に掲げる機能を全て有するものとする。

(1)　通話の発信者に対し、機器による自動応答で通話録音がなされる旨のメッセージが流れた後、着信者の電話の鳴動が始まること

(2)　通話時に、自動で音声が録音されること

(3)　前号で録音された音声が再生及び外部出力できること

２　機器は、補助対象者の居宅に設置するものとする。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、機器の購入及び設置に要した費用（第７条第１項第２号の領収書に記載された金額をいう。）の２分の１以内の額とし、６，０００円を限度として、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の額に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

２　前項の設置に要した費用は、次条の申請者が機器を購入した店舗又は事業者による標

準的な設置費に限るものとする。

３　補助金の交付は、補助対象者の属する世帯に対して１回に限るものとする。

（補助金の交付申請及び請求）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、玉村町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の交付可否決定）

第６条　町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その適否を審査し、交付の可否を決定したときは、玉村町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金交付可否決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

様式第１号（第５条関係）

様式第２号（第６条関係）